

船橋市教育委員会会議 11月定例会会議録

1. 日 時 令和元年11月5日(火)
開 会 午後 1時30分
閉 会 午後 2時38分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 大 山 泰 光
管理部長 大 竹 陽一郎
学校教育部長 筒 井 道 広
生涯学習部長 三 澤 史 子
管理部参事兼施設課長 安 藤 明 宏
学校教育部参事兼学務課長 礪 野 護
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 竹 中 智 昭
教育総務課長 齋 藤 太 郎
指導課長 大 野 等
保健体育課長 八重樫 勝 伸
総合教育センター所長 小 林 英 俊
社会教育課長 二 野 史 靖
青少年課長 加 藤 宏 之
中央公民館長補佐 関 根 努
郷土資料館長 牟 田 重 実
市民文化ホール館長 高 橋 頼 子
施設課長補佐 間 中 謙 悟
5. 議 題
第1 前回会議録の承認
第2 議決事項

- 議案第39号 船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について
- 議案第40号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第41号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第42号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第43号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第44号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第45号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第46号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第47号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第48号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第49号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第50号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第51号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第52号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第53号 令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

第3 報告事項

- (1) 「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－」素案について
- (2) 令和元年度全国高等学校選抜大会等の出場について（市立船橋高等学校）
- (3) 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについて
- (4) 令和2年船橋市成人式及び成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢の検討状況について

- (5) 船橋市中学校演劇部冬の発表会について
- (6) 中学総体駅伝の部結果について
- (7) 12月3日(火)坪井中学校にて実施予定の「給食レストラン」について
- (8) 令和元年度特別支援教育振興大会について
- (9) ふなばしミュージックストリートの実施報告について
- (10) 千葉県北西部地区文化財発表会「海と生きる」の開催について
- (11) 第64回成人の日記念 船橋市民駅伝競走大会について
- (12) 2019スポーツの祭典の実施報告について
- (13) 飛ノ台史跡公園博物館・西図書館主催「歌で綴ろう船橋のあゆみコンサート～縄文編～」について
- (14) 金杉台中学校に関する検討状況報告について
- (15) (仮称)塚田第二小学校について
- (16) 令和元年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (17) 新設小学校に係る学校名最終案について
- (18) 一宮少年自然の家の指定管理者制度導入について
- (19) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議11月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

10月17日に開会しました教育委員会会議10月定例会の会議録をお手元にお配りしてございます。よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第40号から議案第53号及び報告事項(14)から報告事項(18)につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第39号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第39号、船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則についてご説明いたします。

学校教育法の一部改正に伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する必要がありますので、ご審議をお願いするものでございます。

資料本冊1ページ、2ページをご覧ください。

令和元年6月14日より、学校教育法の一部が改正されました。これに伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則、船橋市立高等学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の規定の整備を図る必要があります。

具体的には、船橋市立小学校及び中学校管理規則第44条第3号及び船橋市立高等学校管理規則第55条第2項第3号、船橋市立特別支援学校管理規則第54条第3号において、第9条第1号、第2号、又は第4号という文言を、第9条第1号又は第3号に改めるというものでございます。

具体的な内容につきましては、第9条第1号にあった校長または教員となることのできるものの欠格事由から成年被後見人または被保佐人を削るというものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第39号、船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第39号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第40号の審議に入りますが、ご意見、ご質問につきましては、全ての所管課からの説明が終わりました後にお伺いいたします。

それでは、施設課から順に説明願います。

【施設課長】

それでは、議案第40号、令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてのうち、施設課の令和元年度補正予算についてご説明いたします。

10月の定例会でご報告しましたように、国が防災減災国土強靱化のための3カ年緊急対策として、国土強靱化関連事業を推進していることから、国の財政支援制度を活用し、令和2年度に予定している外壁剥落防止工事等を令和元年度12月補正予算に計上するものでございます。

別冊2の36ページをご覧ください。

補正予算参考資料になりますが、下から2番目の段が小学校の外壁剥落防止工事5校の校舎改修費、一番下の段が体育館の外壁剥落防止工事でございます。

続いて、38ページ、ここの1段目は、小学校の受水槽改修工事の設備機器改修費でございます。

次に、2段目から中学校となり、外壁剥落防止工事8校の校舎改修費、3段目が体育館の外壁剥落防止工事、天井照明等改修工事、トイレ改修工事となり、一番下の段が受水槽改修工事の設備機器改修費でございます。

補正予算の総額は、20億1,471万1,000円となり、全て令和2年度に繰越明許いたします。

説明は以上です。

【社会教育課長】

債務負担行為の補正につきまして、社会教育課から説明させていただきます。

資料は別冊2の9ページ、第3表、債務負担行為補正表中の生涯学習施設予約管理システム改修業務委託料をご覧ください。

こちらは、前回の教育委員会会議10月定例会の報告事項(16)、令和元年度船橋市一般会計補正予算生涯学習施設予約システム改修で事前に一度説明させていただきましたが、再度の説明となります。

内容についてですが、行財政改革プランにおける受益者負担の見直しの一環として、令和元年12月議会にて、条例改正を行い、生涯学習施設使用料の料金改定を行う方針であることから、新料金に対応するために、生涯学習施設予約システムの改修を行うため、債務負担行為の設定及び青少年会館の利用方法の変更に伴う改正となっております。予算額は389万1,000円となります。債務負担行為の設定につきましては、12月議会での議決後にシステム改修を開始した場合、5月1日から新料金表示が可能となります。よって、令和元年度に契約、令和2年度に支払いが発生することから、11月18日に開催される令和元年第3回定例会で債務負担行為の補正を設定することとしました。また、このシステム改修では、使用料改定とあわせて青少年会館の利用コマ数を3コマから4コマとする、利用時間変更とそれに伴う抽選予約申請への対応を行います。

なお、前回の教育委員会会議10月定例会報告事項(16)において、青少年会館利用者が予約するための、施設予約システム端末増設のために現年度予算を75万4,600円増額する旨を説明いたしましたが、こちらにつきましては、既存の端末の移設により対応することとしましたので、今年度予算の増額補正は行わないことといたしました。社会教育課の説明は以上です。

【生涯スポーツ課長】

引き続きまして、生涯スポーツ課におけます補正予算のご説明に移らせていただきます。

資料別冊2の23ページ及び37ページでございます。37ページを軸にご説明をさせていただきます。表中中段よりやや下でございます。

土木費、都市計画費、公園緑地費の中の公園緑地課の所掌予算でございます。内容は運動公園及び法典公園、グラスポでございます。こちらの指定管理者の候補者を選定するための選定委員会の開催に要する経費、報償費といたしまして9,800円の5人の2回分の予算を補正予算で計上させていただくものでございます。

なお、こちらにつきましては、都市公園条例、所掌しておりますのは公園緑地課でございますので、土木費での要求、運営につきましては、私ども生涯スポーツ課のほうでやらせていただいております関係で、本日、ご説明に及ぶものでございます。

以上でございます。

【教育長】

ただ今、説明がありました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第40号、令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第40号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第41号から議案第52号につきましては、いずれも使用料の見直しに伴う条例改正に対する意見聴取となりますので、一括して審議するものいたします。

それでは、社会教育課、説明願います。

【社会教育課長】

令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について説明いたします。

使用料等の見直しに伴う条例改正と書かれた資料をご覧ください。こちらの3ページをご覧ください。

議案の内容は、社会教育施設等の使用料を改定するものであり、対象となる施設は、プラネタリウム館、公民館、視聴覚センター、市民ギャラリー、茶華道センター、少年自然の家、青少年会館、総合体育館、武道センター、行田運動広場、高瀬下水道上部運動広場、学校運動場夜間照明灯、市民文化ホール、市民文化創造館、高根木戸近隣公園、北習志野近隣公園、運動公園、若松公園、法典公園です。

1ページにお戻りください。

次に、前回と重なる部分がございますが、条例改正の理由を説明いたします。財政状況が切迫していく中で、今後も持続可能な行財政運営を行っていくために、平成31年3月に行財政改革推進プランが策定されました。その6つの柱の一つに設定されている受益者負担の見直しを行い、公共施設の使用料の基本的な考え方を見直すことにより、企画財政部の示す考え方に沿って使用料を変更し、条例改正を行うものです。

今回、見直す要因は、資本費の算入、受益者負担割合の見直し、統一的な料金区分の設定、時間帯による割増料金の廃止、改定限度額の設定、激変緩和措置の取り扱いです。

これらの要因を施設ごとに見直すことで、使用料の見直しを行います。まず、資本費の算入について、これまでは施設の管理運営に係る費用のみを使用料の原価としていましたが、今回の改正では資本費を原価に含めます。算入する資本費は固定資産台帳をもとに、取得価格から国庫補助金等を減じ、減価償却資産の耐用年数で除することで求めます。

次に、受益者負担割合の変更について、近隣市に比べ公益性の評価を高め設定していた施設の受益者負担割合を変更します。主に体育施設について受益者負担が大きくなる見直しがありました。これにより、負担割合の変更を行った施設は使用料が増額にな

ります。

次に、統一的な料金区分の設定について、利用者の区分によっての料金を設定する統一基準を設けます。大人料金に対し、高齢者は75%、高校生は50%、小・中学生は25%、幼児は12.5%、市外・目的外利用者は各区分の150%以上に設定し、大学生の料金区分は廃止します。このため、学生料金があった施設は使用料が増額となり、統一基準の設定により、これまで施設が独自に設定していた割合が上がる施設は増額、下がる施設が減額となります。

次に、時間帯による割増料金について、利用状況によって料金を変えるという考え方が市場的な考え方であり、公共施設の料金設定に不適当な考え方であったため廃止します。これにより、これまでの時間帯料金が設定されていた施設は、割り増しされていた時間帯は増減、その分がならされて一般料金は増額となります。

次に、改定限度額の設定についてです。見直した結果、突出した料金となる場合は、原則として現行料金の2倍を上限としております。体育施設及び市民文化ホール等で改定限度額の設定を行いました。また、激変緩和措置についても使用料がおおむね2倍となった施設で3年かけて段階的に引き上げる激変緩和を行います。一部体育施設及び市民文化ホール等にて当該措置をとります。

次に、条例の施行時期についてですが、12月に条例改正を行い、改定した料金の適用は原則令和2年4月1日としますが、システム改修に時間を要する等の理由でやむを得ない場合はこの限りではありません。そのため、生涯学習施設において、施設ごとに施行日が異なる場合があります。

改定した料金は利用日別で適用することとします。例えば、公民館では、今まで抽せんが終わる3カ月前の17日から、利用日前日までの支払い日時点での料金が適用されていましたが、今回の改正で予約時点での施設使用日の料金が適用されることとなります。また、青少年会館についてですが、今回の条例改正に合わせて利用単位を現在の3コマから、公民館と同様の4コマに変更します。

最後に、定期的な見直しのサイクルの変更について、これまでは2年ごとに見直しを行うものとしてきましたが、改定後は4年おきに見直しを行います。

各施設の具体的な料金等の金額につきましては、別冊の右上に参考資料と書かれた、令和元年船橋市教育委員会会議11月定例会議案第41号から53号新旧対照表がお手元にあると思います。こちらをご覧ください。プラネタリウム館につきましては、議案第41号、公民館については議案第42号、視聴覚センターについては議案第43号、市民ギャラリーについては議案第44号、茶華道センターについては議案第45号、青少年自然の家については第46号、青少年会館については47号、総合体育館について議案第48号、武道センターについて議案第49号、行田運動広場、高瀬下水道処理場上部運動広場については議案第50号、学校運動場夜間照明灯については51号、市民文化ホール、市民文化創造館については議案第52号、高根木戸近隣公園、北習志野近

隣公園、運動公園、若松公園、法典公園については議案第53号の新旧対照表が載っています。

こちらのそれぞれの新旧対照表の中の別表の中に具体的な料金が記載されておりますのでご覧ください。なお、これらの金額につきましては、現在さらなる確認を行っているところでございます。

説明は以上です。

【教育長】

ただ今、説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

【佐藤委員】

すみません、大変な資料なので、本当に大変だなと思うのですが、前回、少しお伺いした船橋市は今までかなり市民に安く利用してもらおうという気持ちもあったと思うのですが、そういった意味で、他市と比べると受益者負担割合が低かったということが言われています。前回、少しお話ししましたが、何で低かったのかということは、何かありましたでしょうか。

【社会教育課長】

一番大きいところは、今回の改正にもあるのですが、資本費を船橋市は算入していなかったということなので、そちらを入れるということなんです。あと、もう一点、やはり公共性のところで、運動公園など体育施設にも多いのですが、負担割合のほうをかなりやはり割安に抑えていたので、他市町村に合わせるような形で引き上げたということなんです。

【佐藤委員】

多分、想像ですが、想像で話をしているのかわからないですが、船橋市はどうしても人口の割には体育施設が少ないし、それほどいい体育施設もないということもあって、そういう意味で、市民にはなるべく安く提供して利用してもらおうということがあったのではないかと想像をいたします。

それと、ただ、やはり問題としては安いがために、とりあえずは予約を取ったはいいけれども、使わないでそのままにして、実際に使っているか、使っていないかという問題は、使っていないことが多いなんていう話もよく聞いています。しかし、現実には、生涯スポーツ課に聞くと、もうそこは予約されていると、でも実際に使っていないということがよく問題視されているという話がありました。そういう意味でも、少しはそういうこともなくなるようにするためにも、値上げというのも間違いではないのかなと思います。

あと、もう一つすみません、最後に一つ聞いておきます。これは、例えば、教育委員会関係以外のいろいろな施設が、ちょっとどういうのがあるのか思いつかないですけども、トータル的にこういう形でやられているのかどうかだけ、お伺いできれば。

【生涯学習部長】

今回の使用料の見直しは、企画財政課が音頭取りをして、基本的な考え方というのを示した中で全庁で行っております。どうしても、社会教育施設が多くなってしまうのですけれども、私どもの部以外のものですと、例えば、三山市民センターですとか、あとは霊園ですとか、そういった他の部の施設も同時に同様に資本費を入れるというような考え方、あとは受益者負担割合を見直した考え方で、同じような形で、今回の議会に提案をしていくものでございます。

【鳥海委員】

他市町村に合わせるという説明はないほうがいいなと思いますね。要は、お金がないから取った措置というのが、正直なところで、普通は残念なことですけども、本当に今後も持続可能な行財政運営をしていく必要性から、これは涙をのんですることであり、市民へのサービスが減じる措置なわけですから、それを周りがそうだからというようなことは取り除き、やはり持続可能な運営の仕方を取らざるを得ないと。そこに、値上げということが出てくるわけですけども、その値上げの根拠なり、方法というのが非常に妥当なものだということで、ただ、4年とか、何だとかというのは決定するのはいいかもしれませんが、こうしたときに、利用者が減っているとか、明らかにサービスが減っているとか、そういったことが見受けられたときには、すぐさま再検討すべきことだと思うので、一度決めたらあとはずっとというようなことではない含みというのが、あくまでも持続可能である必要があるけれども、市民へのサービスは減らしてはならない、残念ながらその二者が両立せずにやっていることなんだということが明確ではないといけないのかなという気がいたしました。

我が市は、スポーツ健康都市となっており、お隣に合わせる必要はないのではないかと思います。ですから、この文言はないほうがいいかなというような思いです。

【教育長】

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

よろしいですか。

それでは、議案第41号から議案第52号、令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第41号から議案第52号につきましては、原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第53号について、生涯スポーツ課説明願います。

【生涯スポーツ課長】

ご説明させていただきます。

今回お諮りするのとは、別冊の2、ページでいきますと107ページからの部分になります。案件は、先ほどの補正予算と同様でございます。船橋市都市公園条例の一部を改正する条例、公園緑地課所掌の条例でございますが、運動公園並びに体育施設の管理委託を私ども生涯スポーツ課で行っておりますことから、ご説明に及ぶものでございます。

その先ほどの資料のうちの、119ページをご覧ください。

先ほどまでの社会教育課のご説明の中で、使用料等の見直しについては、既に触れたところでございます。この議案第53号につきまして、使用料の見直しと別にプラスされて諮る案件があることから、ご説明させていただきます。

119ページの下から2つ目の表、キ、駐車場という記載がございます。こちらは何かといいますと、運動公園の駐車場の利用料について、新たに規定を設け使用料を徴取するものでございます。同様に、120ページ、一番下の表、エ、駐車場という記載がございます。こちらにつきましては、法典公園、グラスポにかかります駐車場の使用料を規定させていただいております。

利用料の額面につきましては、両方同額でございます。普通自動車3時間以内は300円、それから1時間ごとに100円をプラスしてちょうだいする。しかしながら公園等の利用にかかります受け付け等、短時間の利用もありますことから、入庫から30分の間は無料とする規定を設け、30分の間は料金をいただかないという規定にするものでございます。こちらについて、教育委員会に諮らせていただきます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【佐藤委員】

駐車場の件でお伺いをします。

多分、アリーナと同じような感じなのかなと想像しますけれども、そういうバーが付

いて、精算は後でという形にするのか、ちょっと確認をしたいのと。30分間無料というのは、いろいろな申請を出したりする人がいたりして、使うというよりも、ただ、届け出をするための30分だとは思うのですけれども、30分と3時間の300円の差がちょっとあるのかなと、そこについてはどういう考えなのか、お伺いできればと思います。

【生涯スポーツ課長】

ご指摘のとおりでございます。まず、3時間、またバー式のものなのかということですが、これは現在、総合体育館、アリーナで使用している方法と全く同様でございます。また、額面、先ほど30分と3時間の差、300円はということかということですが、300円という額面もアリーナと同様の額設定とさせていただいて、受付に要する時間が30分程度であろうということから、実際のタイミングでどのくらいかなというところで決めさせていただいているところです。

【教育長】

それでは、議案第53号、令和元年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第53号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項（1）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、教育総務課から報告事項（1）、「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－」素案の修正についてご報告いたします。

資料は別冊1となります。

こちら、1枚めくっていただきますと、計画書の素案がはじまります。本市の教育振興基本計画におきましては、現行の計画期間が本年度末で満了することから、昨年8月、船橋市教育振興基本計画策定委員会に次期計画の策定を諮問し、本年7月8日に答申書とともに、「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－」素案をいただきました。

この件につきましては、教育委員会会議7月定例会においてご報告させていただいたところですが、その後、皆様からいただきましたご意見などをもとに、素案を修正したものが今回の資料となります。

では、前回の素案から修正を加えた主な箇所についてご説明させていただきます。まず、計画書の表紙に「ふるさと船橋を愛する心豊かでたくましい人づくり」との標語を入れさせていただいております。こちらの標語は本計画の2つの教育目標を合わせて、短い語句で本計画の目指すものを簡潔に示したものでございます。

次に、計画書を1枚めくっていただいたところに、「はじめに」を追加しております。この「はじめに」では、ちょうど真ん中の段落より、現行の船橋の教育、船橋教育ビジョン及び教育振興基本計画の前期と後期、この10年間の計画期間内における本市教育委員会での重点的な取り組みについて記載してございます。学校教育の分野では、主な取り組みとして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学校司書の配置や、学校図書館における蔵書の充足率100%、ICT環境の充実、ALTの派遣をはじめとする小中一貫英語教育、主権者教育の推進、自校調理場方式やA・B選択メニューによる学校給食の充実や、教室の空調整備、新設小中学校の建設などの取り組みを記載いたしました。

続きまして、生涯学習の分野では、図書館の指定管理、取掛西貝塚の学術調査、パラスポーツ競技会の設置、生涯スポーツの普及、千葉ジェッツふなばしやクボタスパイアーズなどと連携した地域交流の推進といった取り組みを記載しております。

次に、素案の8ページをご覧ください。

教育目標である、「生涯学び活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する」の説明文章に、本市の人口推計を追記し、市民の健康寿命が伸長する見込みを記載するとともに、人生100年時代の到来に向け、市民一人一人が人生をより豊かに生きるための手段の一つとして、生涯学習の推進を継続し、家庭と地域の教育力向上を図るとともに、市民一人一人が生涯学習の成果を地域社会での活動につなげ、活躍できる場を整えることに重点を置き、ふるさと船橋に愛着が持てる社会を実現します、との文書にブラッシュアップしております。

次に9ページをご覧ください。

教育目標の2つ目である、「自立して主体的に社会にかかわることができる子どもを育成する」の説明文章では、本市の15歳未満の年少人口の今後の推移を追記し、一部の地域では緩やかに増加するか、横ばいとなるものの、市全体では少子化が進む見込みを示すとともに、7月定例会で鎌田委員や鳥海委員からご指摘がありました社会貢献の重要性を鑑み、子どもたちが主体的に社会の形成に参画し、その発展に貢献できるよう、「生きる力」を見につけることに重点を置き、これからの社会を心豊かにたくましく生き抜く子どもを育成しますとの文章にブラッシュアップしてございます。

次に、ページが大きく飛びますが92ページをご覧ください。

前回の素案では、主な事務事業にトイレ改修工事がありました。こちら、令和元年第2回船橋市議会定例会において、国の再生支援制度を活用し、計画を前倒しして令和3年度には小中学校のトイレ改修工事を完了させるための補正予算案が議決されたことから、主な事務事業から削除することとしております。

このように、各施策の主な事務事業を現状に沿った形で一部見直しております。なお、主な事務事業の成果指標につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく、本年度の点検評価において、教育委員の皆様や学識経験者の方々から見直しについて、多くの貴重な意見を頂戴いたしましたことから、今後もできる限り見直しを図ってまいります。

そのほか、戻りますが21ページからの第3章前期基本計画以降につきましては、グラフの数値や、成果指標の現状値を最新のものに置きかえたり、グラフのレイアウト、軽微な文言修正を行い、また各教育施設や各種イベント、学校給食などの写真を掲載し、読んでいただく方に船橋の教育の取り組み状況を少しでも伝えられるように、工夫しております。

素案の修正点についてのご説明は以上です。

今後のスケジュールですが、令和元年第3回船橋市議会定例会の文教委員会において報告の後、12月中旬から1月中旬ごろ、パブリックコメントを実施し、その後、教育委員会会議2月定例会に本計画策定の議案を提出させていただく予定となっております。

ご報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鳥海委員】

教養がないことを自負しての質問ですが、「はじめに」のところの10行目の、「人々と強調し」の強調の強はこれでいいのでしょうか。

【教育総務課長】

大変失礼いたしました。誤字でございます。ありがとうございました。

【教育長】

ほかに何かございますでしょうか。

【鎌田委員】

今後、このような中長期計画は本編のほかに、概要版みたいなものが作られることが多いと思いますが、やはり船橋の教育も概要版を作って、より多くの方にこれに触れて

いただくということはお考えなのでしょうか。

【教育総務課長】

貴重なご意見、ありがとうございます。

その点につきましては、検討させていただきたいと思います。

【教育長】

これは作るでしょう、前回も、毎回作っているの、概要版を。これを全部に配るわけにいかないと思うので、全教職員に概要版を配っていたと思うのですけれども。作ると思います。すみません。

ほかに、何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、また何かありましたら、これはまだ素案の段階ですので、ご意見をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、報告事項（２）について、学務課、報告願ひます。

【学務課長】

報告事項（２）、船橋市立船橋高等学校全国選抜大会等の出場について報告いたします。

資料本冊３ページをご覧ください。

体操競技部につきましては、橋本大輝君が５月１９日に行われた第５８回NHK杯個人総合にて６位となり、１１月８日に行われる２０１９個人総合スーパーファイナルに出場いたします。また、団体も７月３０日から行われた令和元年度全国高等学校総合体育大会で優勝し、１１月１０日に行われる第７３回全日本体操競技団体選手権大会に出場いたします。資料にはございませんが、橋本大輝君につきましては、１０月４日から行われた世界選手権大会に出場し、団体で銅メダル、個人種目別では鉄棒で４位となりました。

吹奏楽部については、１０月６日に行われた第２５回東関東マーチングコンテストにおいて、金賞を受賞し、１１月２４日に大阪城ホールで開催される第３２回全日本マーチングコンテストに２年ぶり９回目の出場が決まりました。

登山部については、６月１９日に行われた令和元年度第７２回千葉県総合体育大会登山大会クライミング競技にて、久米乃ノ華さんが２位、水島希さんが６位となり、１２月２１日から行われる第１０回全国高等学校選抜クライミング選手権大会に出場いたします。

また、資料にはございませんが、男子バスケットボールにつきましては、１０月２６日に行われた第７２回全国高等学校バスケットボール選手権大会千葉県予選会決勝で日体大柏高校に６４対６１で勝利し、１２月２３日から行われるウィンターカップ２０１

9に2年ぶり18回目の出場が決まりました。

以上でございます。応援よろしく願いいたします。

【教育長】

バレーと駅伝は、どちらも2位ということなんですけれども、駅伝は男子のほうがまだ関東で見込みがあるのかな、何か記念大会ですよ。関東で1位か、2位になれば、その枠で出られるかもしれないと。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、報告事項（3）について、指導課、報告願います。

【指導課長】

船橋市文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについてご報告いたします。資料は5ページからになります。

文化庁が策定しましたガイドラインにのっとり、千葉県教育委員会のガイドラインと本市の運動部活動のガイドラインを参考にしまして、本市の文化部活動ガイドラインを策定いたしました。策定に当たりましては、校長会におきまして、各学校からの意見照会をお願いし、意見の集約を踏まえまして、検討会議を実施いたしました。検討会議では、中学校の校長会の代表、市内の音楽教育研究会と演劇連盟の代表者、また教育委員会からは学務課、保健体育課、指導課が参加し、検討会を実施いたしました。なお、本ガイドラインは、本日の教育委員会会議でご報告した後、校長会で説明をし、各学校へ送付いたします。

なお、当初の予定から変更いたしまして、令和2年1月から3月を各学校における移行措置期間及び各学校の文化部活動に係る活動方針の作成期間といたしまして、令和2年4月から実施する予定でございます。

また、議会への報告につきましては、運動部活動のガイドラインと同様、議長にお渡しに行く形を考えています。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何か意見、ご質問等ございますでしょうか。

【小島委員】

運動部のガイドラインと違う点、特に文化部ならではのところや、あるいは削除されているようなところがあれば教えてください。

【指導課長】

基本的には、変更点等はありません。運動部活動ガイドラインに則り、今回、策定いたしました。

【教育長】

ほかにごございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（４）について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

報告事項（４）、令和２年船橋市成人式及び成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢の検討状況についてご説明させていただきます。

引き続き、資料は本冊の１９ページをご覧ください。

令和２年の成人式は、令和２年１月１３日成人の日に、市民文化ホールを会場に実施いたします。対象者は平成１１年４月２日から、平成１２年４月１日の間に生まれた方々で、対象人数は令和元年１０月１日現在６，４２１人となっております。

なお、令和２年成人式につきましても引き続き３部制により実施いたします。成人式の内容につきましては、例年どおり、式典の中に２０歳のアピールを組み込む構成で行います。また、併設の中央公民館では、新成人が気軽に集え、交流の場として好評を得ている「よりみち広場」を開催いたします。船橋市の成人式では、新成人の意見をとり入れるため、新成人たちで構成される企画運営会議により、内容等を検討し、実施しております。この会議の中で、毎年、テーマや記念品を決めております。今年のテーマは「THE 令和 新時代の幕開け」に決まりました。新成人の皆さんが令和という新しい時代に成人式という節目の機会を迎えるに当たり、自分たちで新しい時代を切り開き進んでいくという思いが込められております。また、成人式の記念品はワンタッチ式印鑑に決定いたしました。

続きまして、成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢の検討状況について説明させていただきます。資料は次の２０ページをご覧ください。

平成３０年６月に民法の成年年齢を２０歳から１８歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律を提出したことに伴い、成人式の対象年齢をこれまでどおり２０歳とするか、１８歳とするか検討する必要があり、７月の教育委員会会議でも皆様からご意見をいただきました。その後、いただきましたご意見を参考に、改めて市内在住の当事者にアンケートを実施することといたしました。

アンケートの対象者として、法律が施行されます令和４年時点で１８歳、１９歳、２０歳となる現在の中学３年生、高校１年生、高校２年生及びその保護者にアンケートを行います。アンケートはホームページで回答できるウェブアンケートを考えています。広報ふなばしや、市立船橋高校、市内中学校のＱＲコードを入れた案内文を配付するこ

とで周知を図るものです。アンケート内容は、成人式を何歳で行うのがよいと思うかや、その理由などについてとなっております。

説明は以上です。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項（５）から、報告事項（１３）については定例の報告事項であるため、説明を省略いたします。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（１４）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、教育総務課から報告事項（１４）、金杉台中学校に関する検討状況についてご報告いたします。

資料は別冊３になります。１ページをご覧ください。

先月の定例会では、保護者アンケートの実施結果について、速報として報告させていただきました。本日は、保護者アンケートの自由記述欄に寄せられた意見等の対応について、ご報告いたします。

まず、回答者６４８名のうち、１９０名の方、約２９%の方から自由記述のご意見をいただいております。内訳は、中段の表のとおりで、中学生の保護者が７９件、小学生の保護者が１１１件となっております。自由記述の内容につきましては、２ページから全件全文記載しております。まず、２ページから７ページが金杉台中学校在籍者の２５件、続いて８ページから１６ページが御滝中学校在籍者の５４件、１７ページから２１ページが金杉台中学校進学予定者の２３名、２２ページから３１ページが御滝中学校進学予定者の６１件、最後に、３２ページ以降には旭中学校進学予定者ほかの２７件記載してございます。

この記載内容について、大まかにご説明いたします。金杉台中学校に在籍中の方や、これから進学予定の方には、少人数の環境を支持し、存続を望む声が多く、一方、御滝中学校に在籍の方、あるいは進学予定の方には、生徒数が多く、いろいろな考えに触れることができる、あるいは部活動の種類が多いなど、教育環境を指示する意見、税金の使い方や教育環境の視点から統合に理解を示す意見が多いといった傾向が見られます。

また、どちらの学校を選択しているのかに関わらず、通学区域となる学区設定がアンバランスである、学区の見直しにより生徒数の平準化が図られるのではないかというご意見や、あるいは統合先の御滝中学校について、生徒数の多さやそれに伴う施設面への懸念、教員の目が行き届かないのではないか、不登校やいじめが多いといううわさ話か

ら来る不安なども寄せられております。

なお、現在、これらの疑問点や不安については、教育委員会としての考え方、事実関係を整理しているところです。

最後に、今後の予定でございますが、まず、市議会関係として、今月11日に文教委員会委員が金杉台中学校を訪問し、授業や部活動の様子を視察する予定で、また同じく26日には臨時の文教委員会で保護者アンケートの結果等を報告いたします。

次に、保護者や地域住民への説明につきましては、今月末30日、土曜日、関係する小中学校の保護者や地域住民を対象とした第3回地域説明会を開催いたします。この地域説明会の中で保護者アンケートに寄せられた疑問点や不安に対し、教育委員会としての考え方や事実関係をアンケートの集計結果を含めご説明し、意見交換をしてみたいと思います。

ご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま報告がありましたが何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鳥海委員】

記載の何番かということとはちょっとわからないので恐縮なんですけれども、今、ちょっと概要をご説明いただいた中に、存続を願う方の声だと思っておりますけれども、子どもたちの人数、校舎、教育環境に合わせた人数をある程度整合性がある学区を変える、通学区域を変えることによって、人数等々の問題で解決できるのではないかというご意見は非常にご紹介いただいた中では、とても整合性のあるといいますか、立派な根拠の存続も統合も全くフラットな状態から出てくる非常にすばらしい提案だと思っておりますので、そのすばらしい提案に対しては、きちんとした答えを用意する必要があるなというふうに思いましたので、そこだけはきちんと注意して対応してほしいなと思います。

以上です。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【小島委員】

私も、何番かというのはわからなくなってしまったのですが、統合するとき御滝のほうで教職員の数は増えるのかという、そういうような回答、そういう記述もあったかと思うのですが、現時点での双方の教職員や事務職員も含めてなんですけれども、その辺の人数の対比がわかるようなデータって何か一般の方向けに示されているものはあったのでしょうか。

【教育総務課長】

教職員の数等は、このアンケートを出すときに、各保護者の方にお渡ししたパンフレットの中に載せてございました。

以上です。

【学務課長】

公立の小中学校の教員数につきましては、県の教育委員会が定めている配当基準がございまして、それに基づいて配置されていますので、千葉県共通での配当基準ということでの、先ほど教育総務課長が示してあるというのはその数字で示してあるということです。

【小島委員】

本来、数字の問題ではないのですけれども、多分、考え方としては先生1人当たりに対する生徒の数みたいなそういう考え方をする保護者の方とか、関係の方もいるのかなとは思うのですけれども、そういう比較にあった場合は、やはり御滝のほうが増えてしまうことで、より先生1人に対する生徒の数が増えてしまう、そういう実態などはあったりするのでしょうか、全然数字を見ていないで言って申しわけないのですけれども。

【学務課長】

教員の配当につきましては、当然、クラス担任があります。もし25学級あれば25人、それに対して中学校の場合はいわゆる副担任が何人というように決められていますので、それはあくまでも基準になります。学級編制につきましては、今、中学校1年生が35人学級、中学校2年生、3年生については38人学級というのが認められていますので、そのときの学年の人数によって、学級編制がなされますので、その段階で、1人当たり何人ということが結果的に出てくるものですが、基本的には先ほど申しましたような配当基準で決められていますので、今現在で1人当たり何人というのは、はっきりした数字はここでは示すことはできません。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【鳥海委員】

今の人数っておそらく御滝になれば、1つのクラス、1人の先生がフォローする子どもたちの数は増えることに当然なるかと思うのですけれども、もちろん僕も思うのですけれども、公立の学校というのは、基本的にはいつも子どもたちの立場で考えなければ

いけないと思いますが、子どもたちにとっては与えられた環境だと思うのです。小学校も中学校も、大人たちが決めたエリアで、与えられた環境。与えられた環境と勝ち取る環境とがあるかと思うのですけれども、まさに与えられた環境ですので、先生が1クラスに3人いたほうがいい、4人いたほうがいい、もしかしたらいいのかもしれないけれども、やはりどちらがいいか悪いかということではなく、基本的にはいただいた意見を慎重に精査して、環境の与え方がフェアであるということ根拠とした考え方で行えば良い問題だと思います。それぞれ貴重な意見はありますけれども、そこだけは外さないようにというので良いのではないかと思います。

【教育長】

ありがとうございます。

それでは、続きまして報告事項（15）について、施設課、報告願います。

報告事項（15）「（仮称）塚田第二小学校について」は、施設課長から報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（16）について、施設課、報告願います。

【施設課長】

次に、報告事項（16）、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について報告いたします。

資料は39ページからになります。

令和元年5月30日に行田中学校で発生した車両物損事故における専決処分の報告でございます。

専決処分事項につきましては、損害を与えた車体の修理費用として、相手方に49万1,108円を損害賠償額として支払うことで和解したものでございます。

次に、40ページをご覧ください。

事故概要でございます。令和元年5月30日、午前7時15分ごろ、行田中学校敷地内において、校舎そばの桜の木が倒れ、付近に駐車しておりました教員の自家用車左側面に木が当たり損害を与える事故が発生いたしました。

学校では日々の安全点検で枯れた木など、倒木の恐れがある樹木につきましては注意して点検を行ってきたところですが、倒木した桜の根本内部で腐敗が進んでおり、倒木はそれが原因と推測されますが、見た目では葉が生い茂り、危険性を察することは難しい状況でございました。

今回の事故を受け、施設課職員と造園業者で倒木した桜の周囲で、同時期に植えられた桜を点検し、同様に倒木の危険性があると判断したものについては伐採を行いました。

また、各学校へ敷地内全樹木の目視点検を実施するよう、改めて通知いたしました。そのほかに、これまでも実施しておりましたが、樹木の剪定等の作業を委託する際に、業者による見回りを引き続き実施しております。

なお、ご報告いたしました事故の損害賠償につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填されました。

報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（１７）について、学務課報告願います。

報告事項（１７）「新設小学校に係る学校名最終案について」は、学務課長から報告があった。

【教育長】

続きまして報告事項（１８）について、青少年課報告願います。

報告事項（１８）「一宮少年自然の家の指定管理者制度導入について」は、青少年課長から報告があった。

【教育長】

それでは報告事項（１９）、その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議１１月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 ２時 ３８分閉会

令和元年 11月 5日